均等な機会は法律です

NEW YORK STATE | Department of Labor
WORKING FOR YOU

連邦政府からの資金援助を受け取る人は誰であれ、以下を根拠に差別をした場合、法律違反をしたことになります。

米国内のいかなる個人に対してであれ、人種、肌の色、宗教、性別、国籍、年齢、身体障害、政治的所属、または信条に基づき差別すること。労働力の革新・機会均等法（WIOA）タイトルI下で資金援助されるプログラムのいかなる受益者に対してであれ、受益者の市民権/米国での就労が合法的に認められた移民としての地位に基づき、またはWIOAタイトルIで資金援助されるプログラムまたは活動への参加に基づき、差別すること。受取人は、次のいずれの領域においても、差別を行ってはなりません。すなわち、WIOAタイトルIが資金援助するプログラムまたは活動へ誰が認められたりアクセス権が与えられるかを決定すること、そのようなプログラ ムまたは活動における機会を提供すること、またはそのようなプログラムまたは活動に関して個人を処遇すること、あるいはそのようなプログラムまたは活動の運営またはそれに関連する雇用の決定をすること。

差別を受けたと思われる場合の対処法

あなたがWIOAタイトルI資金援助プログラムまたは活動の下で差別を受けたと思われる場合、違反が疑われる日から 180 日以内であれば、以下のいずれかに苦情を申し立てることができます：

受取人の機会均等担当官の名前

組織名

住所

電話

電子メール

所長
Office of Diversity, Equity, Inclusion and Access
New York State Department of Labor
State Office Campus, Building 12, Room 540
Albany, New York 12226

電話：518-457-1984
(TDD) 1-800-662-1220
(音声) 1-800-421-1220

あるいは、直接下記に苦情を申し立てることもできます：

所長
Civil Rights Center (CRC)
U.S. Department of Labor
200 Constitution Avenue, NW
Room N-4123
Washington, D.C. 20210

受取人に苦情を申し立てる場合、受取人が最終措置の通知書を発行するまで、または90日が経過するまで（いずれか早い方）、公民権センターに申し立てることはできません（上記の住所を参照してください）。あなたが苦情を申し立てた日から 90 日以内に受取人が最終措置の通知文書をあなたに渡さなかった場合、あなたは受取人がその通知書を発行するのを待ってからCRCに苦情を申し立てる必要はありません。ただし、90日の期限から30日以内（言い換えれば、あなたが受取人に苦情を申し立てた日から120日以内）にCRCに苦情を申し立てなければなりません。受取人があなたの苦情に対して最終措置を書面で通知した場合でも、あなたの方で決定や解決に不満がある場合は、CRCに苦情を申し立てることができます。最終措置の通知を受け取った日から30日以内にCRCに苦情を申し立てなければなりません。

ニューヨーク州労働局は機会均等を提供する雇用主/プログラムです。
身体障害者の方で補助的な援助やサービスが必要な場合は、リクレストに応じて無料でTTY/TDD 711または1-800-662-1220（英語）/1-877-662-4886をご利用いただけます。